平成２４年（フ）第９１５号
千葉県市川市国分３丁目20番２号
債務者　米山　寛治
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５４号
千葉県市原市辰巳台東３丁目18番地36
債務者　安野　昇
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９２号
千葉県市原市鶴舞332番地８
債務者　鈴木　成治
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１６号
千葉県市原市西国分寺台１丁目16番地７　プレステージ103
債務者　高橋　真
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１８号
千葉県船橋市若松２丁目４番３棟106号
債務者　大出　信義
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１９号
千葉市中央区蘇我５丁目６番１号　藤和シティホームズ蘇我103号
債務者　小林美由紀
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３３号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目13番14号
債務者　志村　宏
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９０号
長野市三輪８丁目26番27号　ベルコーポ三輪106号室
債務者　中陣　敏秀（旧姓中陳）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
長野県松本市宮田31番３号　コーポ宮田２Ｂ
債務者　藤井　保雄
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９１号
長野県諏訪市大字中洲1567番地１　グランデュオ103号室
債務者　伊藤　舞（旧姓佐藤・基山）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３８１号
岐阜市瑞雲町３丁目18番地２コーポ大富102号室
債務者　臼田　章晃
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂577番地13
穂高荘山のホテル
債務者　稲垣　誠
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
兵庫県姫路市北原498番地１ミレニアム21―101号室
債務者　山下いずみ（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０２号
奈良市横井３丁目83番地の５
債務者　駒井　聡
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
鳥取県鳥取市緑ヶ丘２丁目670番地１、旧住所鳥取県鳥取市若葉台北４丁目４番８号
債務者　平井　克佳
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
鳥取県米子市博労町３丁目156番地７
債務者　大西美代子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５２号
鳥取県米子市西福原３丁目６番16号
債務者　神本　和子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部